Osaka University Knowledge Archive

Title	巻頭の辞
Author(s)	黒澤, 満
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 1-2
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8683
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

巻頭の辞

伊藤公一教授の停年ご退官を記念し、また同先生に対する私たち国際公共政策研究科関係者の感謝と惜別の念を込めて、ここに国際公共政策研究特輯号を刊行し、同先生に捧げます。

伊藤公一先生は、昭和39年３月大阪大学法学部法学科をご卒業、同41年３月同大学院法学研究科公法学専攻修士課程を修了された後、同年５月大阪府立大学教養部助手を経て、同43年11月大阪大学教養部助手に採用され、同44年４月同講師、同46年８月同助教授、同57年３月同教授に昇任され、平成６年４月に同法学部教授、同年６月国際公共政策研究科の新設に伴い同研究科に配置換えとなり、今次の退官を迎えられました。

伊藤先生のご研究の中心は、学位論文である「教育法の研究」に代表される教育法に関係する諸領域の研究であられます。教育法の分野は、学問的には憲法と教育学の学際的なところに位置しますが、現実の社会においては教科書検定問題に見られるように、戦後の教育界の対立と混乱をそのまま投影した極めてイデオロギッシュな性質を有しています。

その教育法の分野において、伊藤先生が最も強い関心を寄せられ、鋭意研究に励まれたのは、教育の世界における根源的な争いであった国家（公権力）と教育内容の問題であります。アメリカと旧ソ連の対立が決定的になることによって、冷戦構造が顕著になりだした頃から、公教育にもそれが反映され、独占資本階級の権力装置である国家は教育の内容に介入することができるのか、教育内容の決定権は国民にあると考えるべきではないのか、といった論争が生じてきました。この問題は公教育に対する親の権利、子どもの権利、教員の権限（権利）、国の権限などと相互に複雑に関連しており、これらの権利・権限をどのように解すべきかが問われることになりました。親の教育権、子どもの教育権、教員の教育権といったぐあいに、公教育のそれぞれの主体に教育権の語を付して論争をした、いわゆる「教育権論争」がそれであります。

伊藤先生の教育法研究の大きな特徴は、教育法規を解釈するにあたって厳格な論理性と合理性を重視しておられる点にあります。すなわち、法の解釈の名のもとに、実定法の定めを離れて一定のイデオロギーを主張し、結論を先取りするという政治的・社会運動的な態度を極力排除されました。言い換えますと、学問としての法の解釈と、運動論・政策論としての法の解釈を厳格に峻別されました。これは教育権論争の最大の対立説でありました「国民の教育権説」と「国家教育権説」に対する先生の見解によく表れております。先生はこうした説の立て方自体が政治的スローガンの類であるとされました。ここにいう「国民」には、場合によっては対立関係にある生徒・親と教員を含む国家以外の全ての人、団体をいうとされ

ますが、これらを一括して国民と称して、国民に教育権があると主張するのはあまりにも粗雑な論理であります。同様に「国家」という語の中には国会、内閣、文部省、教育委員会を含めて語られますが、奇妙なことに裁判所はそれには属さないとして論じられ、更に「教育権」という言葉も権利と権限が混同した不明確な概念であるなど、上記の両説の対立的分類の方式は法学的精査に耐えうるものではないと論じられました。

教育内容の決定に関する先生の基本的立場は、学校教育は「公」教育であるから、憲法の大原則である議会制民主主義が妥当し、教育内容であってもその基準的事項は国会の制定する法律に基づいて決定されるべきであるとされます。こうした見解は、早くも昭和42年の修士論文「教育権—教員の教育権について—」(阪大法学63号) において述べられており、これは、教育権論争に決定的な影響を及ぼした昭和51年の学力調査事件最高裁大法廷判決の「国は国政の一部として必要かつ相当の範囲において教育内容も決定する権能を有する」とする判示との関連性が伺えます。具体的事例では、学習指導要領について、これを法的拘束力をもつ法規とする説と単なる指導助言文書とする説とが対立していましたが、先生は共に極端すぎるとして、法規ではあるが一言一句拘束力のあるものではなく、基準としての意味を有すると主張され、これは現在実務上も判決においても採られている支配的見解となっております。東西対立の消滅も作用していますが、中央の教育界や教育行政の現況を見ますと、先生の年来の主張の正当性が立証されているといえましょう。教育法学説としても、先生の学説を戦後の三つの代表的な学説のうちの一つに挙げる文献も見受けられます。

学外にあって伊藤先生は、長年にわたり大阪府教科書選定審議会会長、同初任者研修実施協議会委員をはじめ、同環境対策審議会専門委員、全国中央研修講座講師、各市の諸審議会会長・委員を歴任され、それぞれの分野において多大な貢献をされました。更に、学内におかれましては、評議員を平成8年6月から2年間務められたのをはじめ、制度委員会委員、教養部等審議会委員、全学共通教育機構教務委員会留学生専門委員会委員長など数多くの委員会委員を務められ、本学の運営に尽力されました。

私たちは、敬愛する伊藤先生が待兼山を去られたことに惜別の念を禁じえませんが、幸い、先生は帝塚山大学法政策学部教授として元気にご活躍であります。私どもすべての国際公共政策研究科職員・学生は、先生がますますご健勝にて新天地で多大の成果を挙げられますよう心から祈念申し上げますと共に、これからも国際公共政策研究科の発展を暖かく見守っていて下さいますようお願い申し上げる次第でございます。

平成11年9月

大阪大学大学院国際公共政策研究科長
黒　澤　　満